

第三十四号議案

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例

江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「委員会（）」及び「が管理する図書館にあつては、指定管理者（）」を削る。

第六条第一項中「（委員会が管理する図書館にあつては、委員会。次項、第九条、第十条及び第十一条第二項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は使用料」を削る。

第七条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第一項中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加え、「ものとし、使用料にあつては別表第三に定めるとおりとする」を「ものとする」に改め、同条第二項中「及び使用料」を削り、同条第四項を削る。

第八条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条中「及び使用料」及び「（使用料については、委員会）」を削る。

別表第二備考第三号中「とき」を「とき」に改める。

別表第三付帯施設の項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用料」を「利用料金」に、「とき。規定使用料」を「とき 規定利用料金」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区立図書館全てが指定管理者による管理に移行することに伴い、付帯施設の利用手続等に係る規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。